

提 案 書

(国民保護の推進)

令和6年7月

九都県市首脳会議

令和6年7月

九都県市首脳会議

座長	千葉県知事	熊谷俊人
	埼玉県知事	大野元裕
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	山中竹春
	川崎市長	福田紀彦
	千葉市長	神谷俊一
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎

首都圏における国民保護の推進について

ロシアによるウクライナへの侵攻や、北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など、国際情勢が緊迫化するなか、武力攻撃事態やテロの脅威は我が国にとっても例外ではない。とりわけ首都圏は、我が国の総人口の約3割が集中していることや、世界各国から多くの来街者が見込まれること等から、首都圏でテロ等の国民保護事態が起きた場合には、大規模な被害が発生することが想定される。

こうした状況を踏まえ、首都圏住民や世界各国からの来街者が安心して住み、働き、訪れることができるよう、国と自治体が緊密に相互連携・情報共有を図りながら、大規模テロ等の国民保護事案に関する対策の推進に万全を期することが必要である。また、国民保護措置は法定受託事務であり、対策の推進にあたっては、まず国と自治体との役割を整理したうえで、費用については国が負担する必要がある。

このことから、国が強いリーダーシップを持って住民等への普及啓発、広域避難に関する指針の提示など国民保護に係る具体的な対応を図るよう、下記の事項について提案する。

記

- 1 国は、国民保護に係る事業を円滑に推進するため、住民・事業者・外国人観光客等の理解を深める啓発・研修に主導的に取り組むこと。

特に、大都市部における大規模商業施設管理者等については、ファーストレスポンダー(初動対応者)としての対応に関する啓発・研修の機会を設けること。

また、住民や今後更なる増加が予想される世界各国からの来街者に対し、理解を深めるための普及啓発を積極的に行い、国民保護に対する意識の醸成を図ること。

- 2 住民の弾道ミサイル落下時における避難行動について理解を深めるために、地域特性や状況に応じた適切な行動に関する広報の充実を図ること。

また、国民保護ポータルサイト上で位置情報を用いて避難施設へのルートを瞬時に表示するよう改修を行うなど利便性の向上を図ること。

- 3 国民保護法第148条により、都道府県知事及び大都市特例により指定都市の長が、国民保護法施行令第35条で定める基準を満たす施設を避難施設として指定しているが、施

設管理者の同意を得やすいよう、避難施設として使用された場合の損害補償等を制度化すること。そのうえで、国から関係機関や全国展開している民間事業者などに働きかけを行うこと。

- 4 ミサイル攻撃等の爆風などから直接の被害を軽減するため、既存のコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を住民の一時的な避難先として活用できるよう、緊急一時避難施設への改修費用に対し、その財源を措置すること。
- 5 迅速かつ円滑な住民の広域避難を実施するために、国においては、広域避難・救援に関して具体的検討を進め、国が都道府県に行う指示事項と国・都道府県・市区町村が行う業務内容を明確にした対処マニュアル等を以下のとおり策定すること。
 - (1) 住民避難の実施について、国は首都圏の公共交通機関をはじめとする関係機関の総合調整を行うとともに、事態発生からの時系列や事態の規模等を踏まえ、各フェーズに応じた住民の避難方法などの基本的な考え方を対処マニュアル等に盛り込むこと。
 - (2) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者との連携のあり方について、国の基本指針の記載を踏まえ、具体的な考え方を盛り込んだモデルケースを示すこと。
- 6 国は、国民保護に係る自治体職員の人材育成を図るため、以下の支援に取り組むこと。
 - (1) 武力攻撃事態や大規模テロ等を想定した訓練を実施するにあたり、各自治体の実情に合わせて、自治体職員に対する専門的な助言等の支援を行うこと。

また、より実践的なシナリオ作成に資するよう、事態認定に至る具体的な事案の例、事案発生から事態認定までの所要時間の目安等を示すこと。
 - (2) 専門的な知識を有する職員を養成するための実践的な研修の場を充実させるとともに、自治体の費用負担をなくす等、より多くの職員が参加できるようにすること。また、各自治体が実施している研修会の費用負担や講師派遣等の支援を行うこと。
- 7 武力攻撃事態や大規模テロ等に備えるため、物資及び資機材等の備蓄に当たっては、以下のとおり整備すること。
 - (1) NBC 攻撃等により発生する武力攻撃災害等に対処するための物資及び資機材等は、国の責任において確保すること。また、物資及び資機材等の備蓄施設、有事の搬送方法について、指針を示すこと。

- (2) 国は、自治体と意見交換を行い、国と自治体との役割を明示し、自治体が備蓄する場合においては、物資及び資機材等の種類や数量をガイドラインで示すとともに、その財源を措置すること。

8 あらゆる緊急事態における迅速かつ適切な情報伝達を円滑に行うため、以下のとおり整備対応すること。

- (1) 緊急事態において、迅速かつ適切な情報伝達により国民が避難時間を確保できるよう、情報伝達技術の更なる改善を図ること。
- (2) 緊急事態における国民及び自治体への情報伝達について、想定される緊急事態の形態毎に発信情報の内容や発信基準を明確にし、迅速かつ適切な情報伝達を行うこと。
- (3) 全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達試験の実施にあたっては、住民理解の促進等が図られるよう、訓練自治体が事前周知に取り組むための実施日の早期の提示や国としての国民への広報を行うこと。